

鹿島港定期コンテナ航路利用助成制度のご案内

鹿島港の定期コンテナ航路を利用して輸出入を行う荷主の皆様及び航路開設等をした運航船社様に対し、予算の範囲で助成を行います。

助成制度の内容

【助成メニュー】

1. 新規利用支援 ～新たにご利用されます企業の皆様へ～

対象等：前年度に鹿島港において、輸出入の実績のない荷主が行う輸出入コンテナ貨物が対象となります。既に鹿島港の利用のある荷主については、新たに相違するルートからの輸出入コンテナ貨物は対象となります。

助成額：コンテナ1本あたり1万円

- ①国際フィーダー利用の場合は、2千円加算
 - ②茨城県外から搬出入される場合は、1万円加算*
 - ③鹿島港利用により陸上輸送距離が短縮される場合は、5千円加算*
- *②と③は、いずれか一方の助成となります

助成上限：1ルート150万円（※2.3.とあわせて1社あたり300万円まで）

2. 継続利用支援 ～既にご利用いただいている企業の皆様へ～

対象等：鹿島港の利用実績のある荷主が取り扱う輸出入コンテナ貨物のうち、ルート毎に前年同期（四半期単位）から増加したコンテナ貨物を対象に助成します。

助成額：コンテナ1本あたり5千円

- ①国際フィーダー利用の場合は、1千円加算
- ②茨城県外から搬出入される場合は、5千円加算
- ③1ルートで年間200本以上利用の場合は、一律50万円加算

助成上限：1ルート150万円（※1.3.とあわせて1社あたり300万円まで）

3. 大口荷主支援 ～既にご利用いただいている企業の皆様へ～

対象等：鹿島港の利用実績のある荷主が取り扱う輸出入コンテナ貨物のうち、1ルートで年間200本以上となるコンテナ貨物を対象に助成します。

助成額：一律50万円 ※2. 継続利用支援の③とは、いずれか一方の助成となります。

助成上限：1ルート50万円（※1.2.とあわせて1社あたり300万円まで）

4. 新規航路開設支援 ～航路の開設等を行う船社様へ～

対象等：航路の開設、増便又は延伸等により、1, 2に該当するコンテナ貨物に対して助成します。

助成額：コンテナ1本あたり2千円

助成上限：100万円

【助成要件】

助成の対象となる「ルート」は、荷主が輸出又は輸入をするにあたり、鹿島港と結ぶ仕出向港ごとの海上輸送ルートになります。

【助成対象期間】

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで ※予算がなくなり次第終了となります。

【申請受付等】

随時申請受付中

申請先：鹿島港振興協会 事務局（鹿島埠頭㈱内）

事業の詳細・申請書等のダウンロードは <http://www.kashimafuto.co.jp/secretariat/shinko/subsidy/> から

申請・お問合せ先

■鹿島港振興協会 事務局（鹿島埠頭㈱内）

TEL 0299-92-5551

■茨城県土木部港湾課 港湾振興担当

TEL 029-301-4536

事業出資者：茨城県、神栖市、鹿嶋市、鹿島港湾運送㈱、鹿島埠頭㈱